

(別紙2)

(写)

総財調第22号

平成22年7月27日

関係各大臣 殿

総務大臣 原 口 一 博

平成23年度の地方財政措置について

現下の財政状況は、国・地方ともに極めて厳しく、財政健全化は、国・地方共通の重要な課題であります。

このため、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）を推進することにより、「強い経済」を目指すとともに、経済成長による税収増で、財政の健全化、「強い財政」を実現していくことが必要です。

財政の健全化に当たっては、国と地方の信頼に基づき進めることが必要であり、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、まず第一に国が同戦略に則り改革に取り組みながら、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うとともに、国・地方の適正な財政秩序を維持し、国から地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行わないことが重要であります。

さらに、地域主権改革を推進するため、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、義務付け・枠付けの見直しやひも付き補助金の一括交付金化、地方税財源の充実確保などに積極的に取り組む必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成23年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途総務副大臣から関係各副大臣あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第23号

平成22年7月27日

関係各副大臣 殿

総務副大臣 渡辺 周

平成23年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成23年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第24号

平成22年7月27日

財務副大臣 殿

総務副大臣 渡辺 周

平成23年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、平成23年度の地方財政措置について関係府省の副大臣に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

(写)

総財調第25号

平成22年7月27日

各都道府県知事

各指定都市市長

殿

総務省自治財政局長

平成23年度の地方財政措置について

現在、各府省においては、平成23年度予算の概算要求の準備を進めているところでありますが、今般、各府省に対し、地方行財政に関連して改善を要する事項について、当省より別添のとおり強く要請したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨を十分御理解の上、特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等……………	1
2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等……………	1
3 国庫補助負担金の一括交付金化等……………	1
4 国庫補助負担金に係る手続の簡素化等……………	1
II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
3 第三セクター等の改革への協力等……………	2

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 府	子ども・子育て支援に係る財政措置……………	3
警 察 庁	警察行政費に係る国庫支弁の改善……………	3
法 務 省	新たな在留管理制度に係る財政措置……………	3
文部科学省	1 教職員定数の縮減……………	3
	2 子ども・子育て支援に係る財政措置……………	3
	3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消等……………	3
厚生労働省	1 子ども・子育て支援に係る財政措置……………	4
	2 子ども手当に係る財政措置……………	4
	3 妊婦健康診査費等に係る財政措置……………	4
	4 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	4
	5 後期高齢者医療制度の廃止及び新たな高齢者医療制度の創設等……………	4
	6 生活保護制度の見直し等……………	4
	7 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等……………	5
	8 強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策に係る財政措置等……………	5
	9 障害者自立支援法の廃止及び新たな障害者に係る総合的な福祉法制の制定……………	5

省 庁 名	項 目	頁
厚生労働省	10 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止について……………	5
農林水産省	1 直轄事業の見直し……………	5
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	6
林 野 庁	林業公社の抜本的な経営対策……………	6
資源エネルギー庁	石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	6
国土交通省	1 直轄事業の見直し……………	6
	2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
環 境 省	地球温暖化対策の推進……………	7

【共通事項】

「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）及び「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

その際、「財政運営戦略」において、各年度の予算編成及び税制改正に当たっての財政運営の基本ルールとして、「国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とされていることについて、特段の留意をされたい。

I 地域主権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図るとともに、国・地方を通ずる財政健全化を進める見地に立って、国の出先機関の抜本的な改革など国と地方の役割分担の見直しや、基礎自治体への権限移譲を進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減、保育所等の福祉施設に係る基準等の義務付け・枠付けの一層の見直し、教育委員会や農業委員会に係る必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の財政負担増等を伴う施策の抑制及び効率的な行財政運営への協力等

地方公共団体の定員の縮減、増員の抑制に資する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加をもたらすような施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策で必ず減員措置を講じ、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

また、地方公共団体が組織・機構の簡素合理化、民間委託の推進、第三セクターの統廃合及び行政経費の節減等を行うに当たっては、これに積極的に協力されたいこと。

3 国庫補助負担金の一括交付金化等

国庫補助負担金については、廃止、縮減を含めた整理合理化を行い、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

このため、「地域主権戦略大綱」に基づき、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金を平成 23 年度から導入するべく、積極的に取り組まれたいこと。

その際、一括交付金化の対象範囲を最大限広くとること、できる限り大きいブロックに括りブロックごとに用途を自由にする、国の箇所付けの廃止など個別自治体への事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って手続を抜本的に見直すこと、投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施すること等とされていることを踏まえて検討されたいこと。

また、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方の安定的な財政運営への配慮や事業の円滑な執行の観点から、必要な総額を確保されたいこと。

4 国庫補助負担金に係る手続の簡素化等

一括交付金化の対象外となる国庫補助負担金についても、できる限り用途の拡

大や手続の簡素化等に努めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行われたいこと。

また、国庫補助負担率を引き下げることや事務事業の切り離せない一部分について国庫補助負担対象から除外すること、補助金等の組み替えにより新たな地方負担を生じさせること等、国の財政負担を地方に転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、交付率や分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めるとののないようにされたいこと。

特に、国等が設置する施設に対して地方公共団体が経費を負担すること（施設の用に供する土地、建物等は無償で貸し付けることを含む。）は、施設を移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合（地域の産業振興等に資する研究開発等及び住民に対する医療の提供の用に供する土地・施設等の無償譲渡など）において総務大臣の同意を得たものを除き、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）附則第 5 条の規定により禁止されているところであるので、所要の経費の全額を予算に計上する等適切な措置を講じられたいこと。

また、特殊法人等の見直しに当たっては、地方公共団体に負担を転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

3 第三セクター等の改革への協力等

経営が著しく悪化している第三セクター等の抜本的改革を進めるため、平成 25 年度までの時限的な地方債として、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）附則第 33 条の 5 の 7 の規定により「第三セクター等改革推進債」が措置されていることを踏まえ、特に国の施策に関連して設立された第三セクター等の改革に対しては、必要な支援を行うなど積極的に協力されたいこと。

なお、政府関係機関等からの第三セクター等への貸付けに関して、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

【個別事項】

(内閣府)

子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計や費用負担の検討に当たっては、必要な恒久財源の確保を前提として、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自主性や裁量性が確保された仕組みとされたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行った上で、子ども・子育て新システムに移行されたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直されたいこと。

(警察庁)

警察行政費に係る国庫支弁の改善

警察行政費のうち、警察用車両の購入費等「警察法」（昭和29年法律第162号）第37条第1項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされている経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

(法務省)

新たな在留管理制度に係る財政措置

新たな在留管理制度の導入については、市町村の意見を十分に踏まえ、市町村の負担が生じないよう必要な財政措置を講じられたいこと。

(文部科学省)

1 教職員定数の縮減

地方公務員全体の職員数と同様に、教職員定数についても、定数の縮減、増員の抑制に資する施策を積極的に推進するとともに、教職員数の増加をもたらすような施策については厳に抑制し、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

2 子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計や費用負担の検討に当たっては、必要な恒久財源の確保を前提として、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自主性や裁量性が確保された仕組みとされたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行った上で、子ども・子育て新システムに移行されたいこと。

3 幼稚園就園奨励事業等に係る超過負担の解消等

幼稚園就園奨励事業及び特別支援教育就学奨励事業等については、超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

(厚生労働省)

1 子ども・子育て支援に係る財政措置（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て新システムに係る具体的な制度設計や費用負担の検討に当たっては、必要な恒久財源の確保を前提として、地方の意見を十分に踏まえ、地方の自主性や裁量性が確保された仕組みとされたいこと。

なお、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、両事業の一本化を行った上で、子ども・子育て新システムに移行されたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するなど、地域の実情を踏まえた子ども・子育て支援策の展開を阻害する現行制度を見直されたいこと。

2 子ども手当に係る財政措置

子ども手当については、子ども・子育て新システムとの整合性を取りつつ、地方の意見を十分に踏まえ、「平成 22 年度予算における子ども手当等の取扱いについて」（平成 21 年 12 月 23 日国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣）に基づき、検討されたいこと。

3 妊婦健康診査費等に係る財政措置

妊婦健康診査費や認定こども園の整備・運営費、民間保育所整備費などに係る国庫補助金については、平成 22 年度までの時限措置となっているが、地方の意見を十分に踏まえ、事業の円滑な実施に支障を来さないよう国費による財政措置を継続されたいこと。

4 介護保険制度の安定的な運営の推進

第 5 期（平成 24 年度～平成 26 年度）の介護保険制度の検討に当たっては、介護給付費の動向や被保険者の負担を把握の上、地方の意見を十分に踏まえ、平成 23 年度末までの時限措置とされている介護職員処遇改善事業等の取扱いを含め、制度の安定的かつ健全な運営が可能となるよう適切な措置を講じられたいこと。

5 後期高齢者医療制度の廃止及び新たな高齢者医療制度の創設等

後期高齢者医療制度を廃止し新たな高齢者医療制度を検討するに当たっては、将来推計や財政影響などを分析した上で、地方の意見を十分に踏まえ、国民健康保険の保険者や地方公共団体の財政負担及び事務負担の増加を招くことのないようにされたいこと。また、新制度が、安定的かつ健全に運営できるよう、国・都道府県・市町村の役割分担を明確にした制度とされたいこと。

なお、新制度への円滑な移行のため、広報・周知を徹底するとともに、十分な準備期間を設け、制度改正に伴う経費については、国において所要の財源を確保されたいこと。

また、高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、保険財政の安定化、保険料の平準化等の観点から、医療保険制度の一元化に向けて幅広く検討されたいこと。

6 生活保護制度の見直し等

生活保護制度については、「生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ」（平成 21 年 3 月 23 日）に沿って、地方の意見を十分に踏まえながら、見直しを進められたいこと。その際、国が行うべき財政負担を地方に転嫁するようなことのないようにされたいこと。

また、生活保護制度に関連して、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）におけるセーフティ・ネットワークについては、地方の意見を十分に踏まえ

ながら検討を進められたいこと。

7 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等

特定疾患治療研究事業については、国庫補助所要額に対する実際の充足率は依然として低い水準にあり、都道府県に超過負担が生じている。こうした状況を踏まえ、本来、公費負担医療としての性格を有するものであることにかんがみ、その法律上の位置付けを明確にするとともに、患者数の増加等に応じた所要の国費を確保し、都道府県における超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

8 強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策に係る財政措置等

強毒性の鳥由来新型インフルエンザ対策については、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、地方の意見を十分に踏まえ、国・都道府県・市町村等の具体的な役割分担を一層明確化した上で、地方公共団体が担う役割にふさわしい権限の付与、ワクチンの接種、医療従事者への補償などについて、必要な法整備等を行われたいこと。あわせて、必要な財政措置を講じられたいこと。

9 障害者自立支援法の廃止及び新たな障害者に係る総合的な福祉法制の制定

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）を廃止し新たな障害者に係る総合的な福祉法制を制定するに当たっては、障害者自立支援法の施行状況の検証などを行うとともに、地方の意見を十分に踏まえつつ、国と地方の役割分担を明確にした上で、必要な財政措置について検討されたいこと。

また、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した福祉・介護処遇改善事業等については、平成 23 年度末までの時限措置となっており、実施状況を検証するとともに、必要な措置等について検討されたいこと。

10 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止について

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に際しての職業能力開発促進センター等の存廃・譲渡に当たっては、まず国と地方の役割分担を再整理した上で、各地域における職業訓練の確保に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえて検討されたいこと。また、希望する都道府県への譲渡の仕組みを設ける場合には、譲渡条件等について十分な措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

1 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

直轄事業の範囲等については、「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の事務・権限を、補完性の原則に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲するとされたこととの整合性を確保しつつ、その見直しに積極的に取り組まれたいこと。

(2) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、検討されたいこと。

(3) 現行の直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨国土交通省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(林 野 庁)

林業公社の抜本的な経営対策

林業公社については、国土保全及び水源かん養等において重要な役割を果たしているが、造林事業の資金収支が悪化の一途をたどっていると同時に、公社の有する債務が関係地方公共団体の財政運営に重大な影響を及ぼす恐れのある状況に至っている事例も見られることから、不採算林からの撤退、公社の廃止を含む、抜本的な経営対策を検討されたいこと。

特に、利子負担軽減対策の観点から、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還(補償金なし)や森林整備活性化資金の拡充を行われたいこと。

(資源エネルギー庁)

石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善

電源立地地域対策交付金の充当制限が撤廃されたことを踏まえ、石油貯蔵施設立地対策等交付金についても、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃するとともに、対象を拡大されたいこと。

(国土交通省)

1 直轄事業の見直し(同旨農林水産省)

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

直轄事業の範囲等については、「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関の事務・権限を、補完性の原則に基づき、その特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から国の事務・権限とすることが適当と認められる例外的な場合を除き、地方公共団体に移譲するとされたこととの整合性を確保しつつ、その見直しに積極的に取り組まれたいこと。

(2) 直轄事業負担金制度の廃止

現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方については、「地域主権戦略大綱」において、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行うこととされていることを踏まえ、地方の意見を十分に聞きながら、検討されたいこと。

(3) 現行の直轄事業等に係る事前協議及び事業費管理の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、現行の直轄事業等の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、早急に法定化されたいこと。また、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

2 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」(昭和36年政令第258号)第3条第2項の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。

(環 境 省)

地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進のためには地域における取組が重要であることから、地方公共団体が地域の実情に応じた施策を進めることができるよう、地球温暖化対策のための税についての検討に当たっては、地方公共団体の必要な税財源の確保について十分検討されたいこと。